

現 状

- ・ 近年の豪雨災害の局地化・激甚化
- ・ 全国でゲリラ豪雨が頻発
- ・ 平成28年の台風第10号等により土砂の堆積箇所が増加

県の取組と課題

- ・ 県では、堆積土砂を撤去する必要がある箇所について、5年間で河道掘削工事を実施していく計画を策定している。
- ・ 限られた予算の中、より迅速かつ効率的に堆積土砂対策を推進していく必要がある。



民間活力を生かした土砂撤去スキームの導入

河川管理者が選定した区間で砂利採取を実施する民間企業を公募し、堆積土砂の撤去の推進及び資源の有効活用を図る「公募型土砂撤去制度」を導入する。

○公募手続きの流れ

公募箇所の選定、公募開始



撤去申込みの受付



撤去予定者の決定、
許認可(※)手続き



土砂撤去の実施、完了検査

○応募者のメリット

- ・ 撤去した砂利は**骨材資源等に利用**できる。
- ・ 河川産出物**採取料が免除**される。
- ・ 河川管理者が実施する測量の成果や現場調査結果を利用でき、**許認可手続きが省力化**される。

※河川法第20条の承認、第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を要します。

制度導入による効果

- ・ 河川の治水安全度の向上が図られ、地域の水害対策につながる。
- ・ 県が実施する河道掘削工事に要する費用の縮減が期待される。